

【 第2回中標津町まちづくり町民会議報告 】

日時：平成21年12月18日（金）19：00～21：05

場所：中標津総合文化会館（しるべつと） 1階 コミュニティホール

出席者：31名（中標津まちづくり町民会議委員20名、ファシリテーター1名（東田）、
コンサルタント2名（榊ぎょうせい）、小林町長、事務局7名）

<会議次第>

～中標津町総合発展計画審議会と合同会議～

- 1 開会
- 2 町長挨拶
- 3 各委員紹介
- 4 議題<進行：東田ファシリテーター>
 - (1) 第6期総合発展計画策定に係る基礎調査（アンケート調査結果）報告
＜説明：榊ぎょうせい 伊沢研究員＞
 - (2) 「10分でわかる中標津町総合発展計画の歴史」について
 - (3) 会議のルールの確認
 - (4) グループワーク「理想の町は」
 - (5) その他
- 5 閉会

<配布資料>

- ・ 資料1：まちづくり町民アンケート調査結果報告書（別途掲載）
- ・ 資料2：10分でわかる中標津町総合発展計画の歴史（P.4～P.8に掲載）
- ・ まちづくり町民会議のルール（案）（P.9～P.10に掲載）

<会議結果報告>

[第2回会議風景]

- 1 開会
- 2 町長挨拶



- 3 各委員紹介（事務局より紹介）

中標津町まちづくり町民会議と中標津町総合発展計画審議会の初顔合わせとなる合同会議の開催に伴い、事務局から各委員の紹介を行ないました。

4 議題<進行：東田ファシリテーター>

(1) 第6期総合発展計画策定に係る基礎調査（アンケート調査結果）報告

⇒ [資料1（別途添付）](#)

第6期中標津町総合発展計画の策定にあたり、一般町民2,500名と中学生・高校生の各3年生全員を対象にアンケート調査を実施しておりました。このアンケート調査結果について、第6期中標津町総合発展計画の基礎調査を委託しているコンサルタント会社（株ぎょうせい 伊沢 研究員より、報告を受けました。



[調査結果報告風景]

(2) 「10分でわかる中標津町総合発展計画の歴史」について（事務局より説明）

⇒ [資料2（P.4～P.8）](#)

[以上、合同会議の内容となります。以下については、町民会議単独の内容となります。]

(3) 会議のルールの確認 ⇒ [まちづくり町民会議のルール（P.9～P.10に掲載）](#)

第1回町民会議において、議題となっておりました会議のルールについて、事務局から提案しておりました内容で承認されました。

以後、このルールに則り会議を進めて行くこととなりますが、必要に応じて内容を見直すことが出来るようになっております。

[会議ルール確認風景]



(4) グループワーク「理想の町は」 ⇒ [班構成（P.11に掲載）](#)

3班のグループに分かれ「理想の町は」について、ラベルワークを行ないました。その結果数多くの意見が出されました。

[グループワーク風景1]



これらの意見については、今後の「まちの目指す姿（キャッチコピー）」に反映させていくため、集約・分析を行っていきます。

[グループワーク風景2]



<質疑応答>

Q 1. 次回の会議までに宿題などやるべきことはありますか？

A 1. 次回はキャッチコピーについて話し合いを行ないますので、考えてみて下さい。

Q 2. 現計画の問題点や課題について、まとまったものがないと議論をしても机上の空論と
なってしまう。

A 2. 現在、現計画について進捗状況や残された課題などを報告書にまとめている最中なの
で、年明けの2月か3月頃に提示を予定しております。

(5) その他

次回、町民会議の日程は、下記の日時・場所で行ないます。

○ 第3回 平成22年 1月27日(水) 総合文化会館(しるべっと)

5 閉会

10分でわかる中標津町総合計画の歴史

1. 過去の計画を逆算したらどうなるか

- 第6期総合発展計画 平成23年(2011年)～平成32年(2020年)
- 第5期総合発展計画 平成13年(2001年)～平成22年(2010年)
- 第4期総合発展計画 平成 3年(1991年)～平成12年(2000年)
- 第3期総合発展計画 昭和56年(1981年)～昭和65年(1990年)
平成 2年(")

? ● 第2期総合発展計画 昭和46年(1971年)～昭和55年(1980年)

? ● 第1期総合発展計画 昭和36年(1961年)～昭和45年(1970年)

上記の年度になるはずだが・・・

2. 発展計画の出だしに財政破綻があった

- 中標津町が標津町と分村したのは、昭和21年(1946年)7月1日『中標津村』の人口は9,644人だった。
- この3年後の昭和24年(1949年)12月に町政施行の上申を行い。昭和25年(1950年)1月1日に『中標津町』が誕生、人口は11,380人に達していた。

ここから中標津町の『爆発的な人口増』と『巨額な借金行政』が始まる

『とうとう昭和30年(1955年)財政再建団体になってしまった!』

当時の『地方財政再建促進特別措置法』では・・・

- ① 昭和29年度までの累積赤字2千百万円は利子補給による起債で棚上げにする。
- ② 昭和30年度の赤字は臨時特別交付税によって是正する。
- ③ 昭和31年度以降は行財政改革によって赤字を生じないように指導する。

再建計画は昭和31年(1956年)から昭和40年(1965年)の10年間

※つまり第1期総合発展計画がスタートすべく、昭和36年(1961年)は、借金返済の真最中で『総合計画』どころでは無く『財政再建』に必死。

これを3年短縮して7年目の昭和37年(1962年)財政再建団体から脱却

3. 借金が終わって、ここから中標津町の『第1期発展計画』はスタートした。

◆ 第1期中標津町総合開発計画 昭和38年度～ 昭和47年度 (10年)
(1963年) (1972年)

計画の序文から(尾崎豊町長)

『本町は根室内陸地帯の中心の位置を占め発展しているが、この立地条件を生かし、本町のみならず根室管内全般の発展に貢献することも今後に残された課題とし、急速に変ぼうする社会情勢に対処し、将来の発展に誤ちのないように、多くの意見を聞いて本計画を策定した』

○総合開発(前期)5箇年計画 昭和38年(1963年)～昭和42年(1967年)
『農業基盤の整備と教育施設の充実』

○総合開発(後期)5箇年計画 昭和43年(1968年)～昭和47年(1972年)
『基盤整備の促進』

(昭和44年に地方自治法が改正され、総合計画の議会承認が必要になった)

◆ 第2期中標津町総合開発計画 昭和48年度～ 昭和55年度 (8年)
(1973年) (1980年)

スローガン『生産と生活の調和する郷土と内陸の中核都市をめざして』

計画策定の意義から

『これから広域的関連計画と緊密な調整をはかりながら、全町民の生活現況を見極めたなかで、より綿密でユニークな計画を樹立し、町民生活の向上と魅力ある郷土の建設をめざすものでなければならない。』

この第2期計画から実施計画を毎年3箇年計上する『ローリング方式』とした。

◆ 第3期中標津町総合発展計画 昭和56年度～ 昭和65年度 (10年)
(1981年) 平成2年(1990年)

都市像『豊かな自然と風土の文化に根ざした活力あふれる根室内陸の中核都市』
計画策定で目指すもの

『みどり豊かな大地と太陽に恵まれた環境のもとで、自然と人間を大切にし、地域に根ざした産業社会を確立し、安全で快適な都市環境と地域社会を築き、風土の生活に融和したすぐれた地域文化を創造し、町民相互の連帯と友情に結ばれた愛情と情緒豊かな活力に満ちた地域社会の実現を目指す』

◆ 第4期中標津町総合発展計画 平成3年度～ 平成12年度 (10年)
(1991年) (2000年)

シンボルテーマ『空とみどりの交流都市 中標津』

計画の通称『TAKE・OFF21なかしべつプラン』

21世紀にむけての基本方向

- ①『広域中核都市としての性格をさらに強め、より質を高める』
(町の活力の実感を高める)
- ②『地域の産業潜在力を掘り起こし、新たな産業分野を加え、産業を振興し活性化をはかる』(町の豊かさの実感を高める)
- ③『北国の自然と生活文化が相乗する快適な居住環境の現実をはかる』
(町の住み良さの実感を高める)
- ④『交流の推進により、新たな活気をつくり、町の意欲を原動力にする町づくりを進める』(町民の誇りを高める)

◆ 第5期中標津町総合発展計画 平成13年度～平成22年度 (10年)
(2001年) (2010年)

まちづくりテーマ『活力みなぎる緑の郷土なかしべつ』
サブテーマ『人と自然と街の共生』

まちづくりにおける6つの課題

- ① 自然と永続的に共生する美しく快適なまちへ
- ② 多様な人々が安心していきいきと暮らせるまちへ
- ③ 中核的な都市機能を有する活気に満ちたまちへ
- ④ 個性と創造力あふれる人を育むまちへ
- ⑤ 郷土愛とふれあいに満ちた人情味あふれるまちへ
- ⑥ 地域と行政が一体となったパートナーシップ型のまちへ

施策の大綱(まちづくりの基本方向)

- ・活力を生み出す基盤整備と産業の振興
- ・美しい自然と調和した快適空間の形成
- ・健康で生きがいに満ちた地域社会の創造
- ・パートナーシップで進めるまちづくり

◆ 第6期中標津町総合発展計画 平成23年度～平成32年度 (10年)
(2011年) (2020年)

平成21年度～平成22年度の2箇年で現在策定中

平成13年	2001	第5期総合発展計画	5 期 総 合 発 展 計 画	第6期 北海道 総合開発計画 平成19年度 平成20年度	都市計画マスタープラン (平成13年～平成32年)
平成14年	2002				
平成15年	2003				
平成16年	2004				
平成17年	2005				
平成18年	2006				
平成19年	2007				
平成20年	2008				
平成21年	2009				
平成22年	2010				
平成23年	2011	第6期総合発展計画	6 期 総 合 発 展 計 画	第7期 北海道 総合開発計画 平成29年度	都市計画マスタープラン (平成23年見直し)
平成24年	2012				
平成25年	2013				
平成26年	2014				
平成27年	2015				
平成28年	2016				
平成29年	2017				
平成30年	2018				
平成31年	2019				
平成32年	2020				
平成33年	2021				都市計画マスタープラン (平成32年終了)
平成34年	2022				
平成35年	2023				
平成36年	2024				
平成37年	2025				
平成38年	2026				
平成39年	2027				
平成40年	2028				
平成41年	2029				
平成42年	2030				

「まちづくり町民会議のルール」

前文

まちづくりの基本的ルールを定める中標津町自治基本条例（仮称）（以下「基本条例」という。）及び第6期中標津町総合発展計画（以下「総合発展計画」という。）の策定にあたり、幅広く町民の意思を反映させるため、中標津町の町民が集い、基本条例及び総合発展計画に関する想いや願いを語りあう意見、提言の場として、中標津町まちづくり町民会議（以下「会議」という。）を設置します。

会議においては、自由闊達な発言や新たな発想を最大限に尊重し、それぞれの立場を保障するために、次のとおり「まちづくり町民会議のルール」を定めます。

1. 活動のルール

- (1-1) 会議は、委員の主体的な参加と自主的な運営により実施する。
- (1-2) 会議においては、お互いの職務・肩書きなどを離れて、自由な活動と発言を行なう。
- (1-3) 会議では、基本条例及び総合計画について学び、委員それぞれが立場を越えて「中標津のまちづくり」について考え、議論する場とし、その結果を町長に提言する。
- (1-4) 会議においては、政治・宗教・営利活動等を一切行わない。
- (1-5) 会議は、概ね月に1回開催することとし、必要に応じて会議回数を増やすことができる。又、いくつかのグループに分かれて討議を行なうことができる。
- (1-6) 会議に欠席又は遅刻する場合、会議開催日の前日までに、事務局へ連絡する。

2. 発言のルール

- (2-1) 会議の開催にあたっては、議題を明示し、発言が偏らないよう公平な運営に配慮する。
- (2-2) 発言は、手短かに、わかりやすく発言し、他の発言者の話しを遮るような発言は慎み、円滑な会議進行に努める。
- (2-3) 発言は、属する特定の地域、団体や組織の利害に関する発言などに偏らないようにする。
- (2-4) 発言は、特定の人や団体を誹謗中傷するようなことはしない。
- (2-5) 発言において、属する団体や組織としての責任を負うことはない。
- (2-6) 欠席者は、文書で発言することができる（事務局へ提出）。

3. 意見集約のルール

- (3-1) 会議での合意形成は、出席メンバー全員一致を原則とする。やむを得ない場合は、出席メンバーの半数以上の賛成でその結論とすることができる。また、必要な場合は、少数意見を併記する。
- (3-2) 意見を集約するだけでなく、結論に至る経緯や過程を重視するとともに、少数意見を尊重し、参考意見を添付することができる。

4. 会議公開のルール

- (4-1) 会議は公開を原則とする。
- (4-2) 会議の日程は、決まり次第、町ホームページ、まちづくり情報コーナー、総合文化会館、計根別支所で公表する。
- (4-3) 傍聴の許可は、会場の都合等を考慮して行う。
- (4-4) 傍聴人は、傍聴人名簿に記載する。
- (4-5) 傍聴人は、会議において発言することができない。
- (4-6) 会議の写真及びビデオ撮影、録音については事務局の許可を必要とする。
- (4-7) 会議概要の閲覧は、町ホームページ、まちづくり情報コーナー、総合文化会館、計根別支所、企画課で行うことができる。

5. 行政・関連機関との調整のルール

- (5-1) 会議の協議に必要となる資料の提示や説明、又は関連機関へ調査等を依頼する場合には、事務局に依頼する。

6. 個人情報の保護のルール

- (6-1) 会議の参加者（委員、中標津町総合発展計画審議委員、傍聴人、ファシリテーター、中標津町の職員、その他の参加者）は、個人情報の保護の重要性を十分認識し、他人の利益を害することがないように努めなければならない。

7. ファシリテーター、座長の設置

- (7-1) ファシリテーターは、会議の場では公平な立場に立ち、発言の促進や話の流れの整理を行なうなど、会議の合意形成や相互理解を支援する。
- (7-2) 座長は、グループに分かれて行なう会議の運営を、円滑に進めるよう努める。

8. その他

- (8-1) 「まちづくり町民会議のルール」は、委員総員の2/3以上の賛成をもって改正することができる。
- (8-2) 「まちづくり町民会議のルール」に定めのない事項は、会議において協議して定めるものとする。

会議を傍聴される方へ

会議を傍聴される方につきましても、上記のルールをお守りいただきますので、よろしくご協力の程お願いいたします。

中標津町まちづくり町民会議グループワーク班別名簿

班	氏 名	所属団体等
A	い飯 じま みのる 島 実	伝成館まちづくり協議会
	い伊 せ勢 まさ かず 真 和	中標津町商工会
	座長 いわの 野 みつこ 岩 美津子	公募
	かま だ じゅん 鎌 田 淳	中標津町民生委員・児童委員協議会
	こん とう のぶ や 近 藤 伸 也	中標津町観光協会
	(欠席) さい とう のり みつ 齋 藤 典 光	中標津町青年会議所
	ささき まさる 佐々木 優	公募
B	ささき てる ひろ 佐々木 照 弘	計根別農業協同組合
	さ とう はつ え 佐 藤 初 江	公募
	すぎ もと つよし 杉 本 剛	中標津町消費者協会
	たか しま とし み 高 島 利 実	中標津町文化スポーツ振興財団
	座長 たけ だ おさむ 武 田 敦	中標津町社会福祉協議会
	つ だ しげ き 津 田 繁 樹	公募
	なか はた まさ かつ 中 畑 和 勝	中標津町全町内会連合会
C	なか がわ たかし 中 川 孝	公募
	(欠席) なが ぶち ゆたか 長 湊 豊	中標津町農業協同組合
	ひの き ひろ みつ 樋 木 宏 光	東北北海道木材協会標津支部
	ほん ま れい こ 本 間 玲 子	公募
	まち だ むら え 町 田 邑 江	公募
	まつ おか こう き 松 岡 幸 樹	計根別地域総合振興対策協議会
	座長 むら かみ とおる 村 上 徹	中標津町障害児者連絡協議会
	やす だ たかし 安 田 隆	中標津町小中学校PTA連合会